

佐賀県保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、保育士資格及び幼稚園教諭免許状の取得に要する経費を予算の範囲内で補助するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金交付規則（昭和58年佐賀県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金は、令和6年5月30日こ成保第312号こども家庭庁成育局長通知「保育人材確保事業の実施について」の別添1「保育士資格取得支援事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づいて行う次の事業のうち、第1号及び第4号に掲げる事業においては、別表の第2欄に定める対象施設を運営する法人及び市町、第2号に掲げる事業においては、対象者（国実施要綱において対象となる者をいう。以下同じ。）、第3号に掲げる事業においては、同表の第2欄に定める対象施設を運営する法人を補助事業者とする。

- (1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- (2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
- (3) 保育所等保育士資格取得支援事業
- (4) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び交付額の算出方法)

第3条 補助金の交付の対象経費は、補助事業を実施するために必要な児童福祉法（昭和22年

法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設、幼稚園教諭を養成する大学等(以下「養成施設等」という。)の入学料(養成施設等における受講の開始に際し、当該養成施設等に納付する入学金又は併願登録料)及び受講料(面接授業料、教科書代及び教材費を含む。)並びに上記経費の消費税とする。

2 補助金の交付額は、次により算出する。なお、別表に掲げる事業ごとに算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に掲げる事業ごとに、同表の第3欄に定める補助基準額と前項に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 別表の第1欄に掲げる事業ごとに、前号により選定された額と、同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を補助金額とする。

(実施計画書の提出等)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、国実施要綱に基づき、実施計画書を知事に提出するものとする。

2 実施計画書は、様式第1号のとおりとする。

3 前項の実施計画書の提出期限は、補助事業の対象者が養成施設等での受講を開始した日の属する年度内とし、その提出部数は1部とする。

4 知事は、実施計画書が提出された際は、内容を確認し、補助金の交付の対象の可否を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条及び第12条第1項前段の規定に基づき、補助金交付申請書兼実績報告書を知事に提出するものとする。

2 補助金交付申請書兼実績報告書は、様式第2号のとおりとする。

3 前項の補助金交付申請書兼実績報告書の提出は、前条第4項の規定による通知を受けた後、対象者が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受け、別表の第2欄に定める対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに行うものとし、その提出部数は1部とする。

4 補助金等の交付申請及び実績報告が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定及び当該実績に係る補助金等の額の確定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業の対象者は、保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、別表の第2欄に定める対象施設において原則1年以上勤務すること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整備し、補助事業完了の日(事業

の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、完了払で交付するものとする。

- 2 規則第15条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第3号のとおりとする。

(勤務実績報告書の提出等)

第8条 本補助金の交付を受けた者は、勤務実績報告書を知事に提出するものとする。

- 2 勤務実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。
- 3 前項の勤務実績報告書の提出は、補助事業の対象者が、保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、別表の第2欄に定める対象施設での勤務を開始した日から1年を経過する日の属する月の末日又は退職等により同表の第2欄に定める対象施設での勤務を終了した日の属する月の末日のいずれか早い日までに行うものとし、その提出部数は1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 令和3年度における第5条の規定による補助金の交付申請及び実績報告について、同条第2項中「対象施設への勤務が1年経過した日の属する月の末日」とあるのは、「令和4年3月31日」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 補助事業の対象者が、令和3年度中に別表の第2欄に定める対象施設での勤務を開始したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 補助事業の対象者が、令和3年度中に別表の第2欄に定める対象施設での勤務を開始したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

1 事業名	2 対象施設	3 補助基準額	4 補助率
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	佐賀県内に所在する以下の施設 ・ 認定こども園 ・ 認定こども園への移行を予定している施設	対象者 1 人につき 200,000 円	1 / 2
幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	佐賀県内に所在する以下の施設 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 認定こども園への移行を予定している施設 ・ 小規模保育事業所 A 型、B 型 ・ 事業所内保育事業所 ・ 認可外保育施設	対象者 1 人につき 200,000 円	1 / 2
保育所等保育士資格取得支援事業	佐賀県内に所在する以下の施設 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 認定こども園への移行を予定している幼稚園 ※いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。	・ 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 対象者 1 人につき 600,000 円 ・ 試験実施通知の別表 1 ②及び③により保育士資格を取得する場合 対象者 1 人につき 200,000 円 ・ 試験実施通知の別表 1 ①により保育士資格を取得する場合 対象者 1 人につき 40,000 円	1 / 2
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	佐賀県内に所在する以下の施設 ・ 認定こども園 ・ 認定こども園への移行を予定している施設	対象者 1 人につき 200,000 円	1 / 2

定義

【認定こども園】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園

【保育所】

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所

ただし、認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けた保育所（保育所型認定こども園）は、「認定こども園」とする。

【小規模保育事業所 A 型、B 型】

児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業であって、法第 534 条の 15 第 2 項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び第 3 節に規定する小規模保育事業 B 型を行う事業所

【事業所内保育事業所】

児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

【認可外保育施設】

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設

【幼稚園】

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園

ただし、認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けた幼稚園及び同条第 3 項の認定を受けた連携施設（幼稚園型認定こども園）は、「認定こども園」とする。

(様式第1号)

保育士資格等取得支援事業実施計画書

(元号) 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

申請者名

①対象となる事業 (該当する事業に○ を付ける)	(1)保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業		
	(2)幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業		
	(3)保育所等保育士資格取得支援事業		
	(4)保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業		
②対象者の氏名、 生年月日	フリガナ	生年 月日	(元号) 年 月 日生 (歳)
③対象者の住所、 電話番号	(〒 -)		電話 () -
④対象者が勤務する 施設の名称	(施設種別：)		
⑤対象者が勤務する 施設の所在地、 電話番号	(〒 -)		電話 () -
⑥養成施設等の名称			
⑦受講期間	(元号) 年 月 日 ～(元号) 年 月 日 (受講開始日(入学日))		
⑧保育・教育実習や 面接授業期間	実習： 日、 面接授業： 日、 合計： 日		
⑨受講に要する費用 (税込)	入学料： 円、 受講料： 円、 合計： 円		
⑩保育士修学資金貸 付事業等、類似事 業による貸付等の 有無	保育士修学資金貸付事業等の類似事業の貸付等を 受けている ・ 受けていない		
(備考)			

(添付書類)

ア ②対象者が④対象施設に勤務していることが確認できる書類(在職証明書等)

※(2)幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業の場合は不要

イ ②対象者が受講を開始した場合は、養成施設等に在学していることが確認できる書類(在学証明書等)

様式第 2 号

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

申請者名

(元号) 年度佐賀県保育士資格等取得支援事業費補助金
交付申請書兼実績報告書

(元号) 年度において、下記のとおり佐賀県保育士資格等取得支援事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申 請 額 金 円

2 事業完了年月日 (元号) 年 月 日

3 添付資料

(1) (元号) 年度佐賀県保育士資格等取得支援事業費補助金精算額
調書 (別紙 1)

(2) 保育士資格等取得支援事業完了報告書 (別紙 2)

(別紙 1)

(元号) 年度佐賀県保育士資格等取得支援事業費補助金精算額調書

補助事業者名： _____

(単位：円)

事業名	総事業費 ①	寄付金 その他の収入額 ②	差引額 ③ (=①-②)	対象経費の額 対実支出額 ④ (≦①)	選定額 (③と④を比較して 少ない方の額) ⑤	基準額 ⑥	補助基本額 (⑤と⑥を比較して 少ない方の額) ⑦	補助率 ⑧	補助所要額 ※ ⑨ (=⑦*⑧)
			0		0		0	1/2	0

※千円未満の端数は切り捨てとする。

(別紙2)

保育士資格等取得支援事業完了報告書

(元号) 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

申請者名

①対象となる事業 (該当する事業に○ を付ける)	(1)保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業		
	(2)幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業		
	(3)保育所等保育士資格取得支援事業		
	(4)保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業		
②対象者の氏名、 生年月日	フリガナ	生年 月日	(元号) 年 月 日生 (歳)
③対象者の住所、 電話番号	(〒 -)		電話 () -
④対象者が勤務する 施設の名称	(施設種別：)		
⑤対象者が勤務する 施設の所在地、 電話番号	(〒 -)		電話 () -
⑥養成施設等の名称			
⑦受講期間	(元号) 年 月 日 ～(元号) 年 月 日 (受講開始日(入学日))		
⑧保育・教育実習や 面接授業期間	実習： 日、 面接授業： 日、 合計： 日		
⑨受講に要した費用 (税込)	入学料： 円、 受講料： 円、 合計： 円		
(備考)			

(添付書類)

ア ②対象者が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、④対象施設に常勤の保育士又は保育教諭として勤務を開始したことを確認できる書類(在職証明書等)

イ 対象経費の領収書等の写し

ウ 対象者が取得した保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し

様式第 3 号

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
申請者名

(元号) 年度佐賀県保育士資格等取得支援事業費補助金交付請求書

(元号) 年 月 日付け 第 号で確定通知があった佐賀県保育士資格等取得支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
(内 訳)		
確 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先	
金融機関名	本店 ・ 支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義	

注) 1 振込み先を確認するため通帳の写し(口座番号などの該当部分)を添付してください。

(様式第4号)

保育士資格等取得支援事業勤務実績報告書

年 月 日

佐賀県知事

申請者住所

申請者名

①対象となる事業 (該当する事業に○ を付ける)	(1)保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業		
	(2)幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業		
	(3)保育所等保育士資格取得支援事業		
	(4)保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業		
②対象者の氏名、 生年月日	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)
③対象者の住所、 電話番号	(〒 -)		電話 () -
④対象者が勤務する 施設の名称	(施設種別：)		
⑤対象者が勤務する 施設の所在地、 電話番号	(〒 -)		電話 () -
⑥対象者が資格又は 免許状取得後、④ に勤務した期間	(元号) 年 月 日 ～(元号) 年 月 日		

(添付書類)

②対象者が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、④対象施設に常勤の保育士又は保育教諭として⑥の期間勤務していることが確認できる書類(在職証明書等)

様式第 5 号

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

申請者名

(元号) 年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

交付決定の通知があった(元号) 年度佐賀県保育士資格等取得支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定通知の日付及び番号 (元号) 年 月 日<発番>
2. 佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号)第13条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額(要補助金等返還相当額)
金 円

【添付書類】

消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額の積算内訳等

施設勤務証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名

(元号) 年 月 日 生

2. 施設の種別

3. 設置（実施）主体

4. 運営主体

※児童福祉法第7条第1項に定められた児童福祉施設、認定こども園（幼稚園型・地方裁量型）、幼稚園及び一時保護施設の場合は記入不要です。

5. 認可等年月 (元号) 年 月

6. 施設の名称（住所）、勤務期間等

名称（住所）	勤務期間		
名称：	自	(元号)	年 月 日
住所：	至	(元号)	年 月 日
	計		年 月 日

7. 雇用形態 常勤職員 ・ 常勤職員と同等程度の勤務形態にある非常勤職員

上記の者は、上記の施設において、保育士（保育教諭）として勤務していたことを証明します。

(元号) 年 月 日

証明者職名・氏名

証明書作成部署	
連絡先	
証明書作成部署の長の署名	

※「証明書作成部署の長の署名」の欄は、本人が自署すること。

※署名人の在籍が確認できる職員名簿を添付すること。

※証明書の記載内容確認のため、連絡をする場合があります。

記入例

(本人記入不可)

施設勤務証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名 ●● ●●

平成▲年▲▲月▲▲日 生

2. 施設の種別 幼保連携型認定こども園

3. 設置（実施）主体 学校法人●●●●

「3. 設置（実施）主体」と同じ場合は同じ名称を記入。

4. 運営主体

※児童福祉法第7条第1項に定められた児童福祉施設、認定こども園（幼稚園型・地方裁量型）、幼稚園及び一時保護施設の場合は記入不要です。

5. 認可等年月 平成▲▲年▲▲月

認可等を受けるものでない場合は、「運営開始年月」や「届出年月」を記入すること。

6. 施設の名称（住所）、勤務期間等

名称（住所）	勤務期間	
名称：幼保連携型認定こども園●●●● 住所：佐賀市城内1丁目■－■	自	令和2年10月1日
	至	令和4年3月1日
	計	1年5月1日

7. 雇用形態 常勤職員 ・ 常勤職員と同等程度の勤務形態にある非常勤職員

上記の者は、上記の施設において、保育士として勤務していたことを証明します。

令和▲年▲▲月▲▲日

様式中「保育士（保育教諭）」となっている。
どちらか該当しない方を削除する。

証明者職名・氏名 理事長 ●● ●●

「証明者職名・氏名」及び「証明書作成部署の長の署名」についての説明は裏面に記載。

証明書作成部署	総務課
連絡先	0952-25-XXXX
証明書作成部署の長の署名	課長 佐賀 太郎

※「証明書作成部署の長の署名」の欄は、本人が自署すること。

※署名人の在籍が確認できる職員名簿を添付すること。

※証明書の記載内容確認のため、連絡をする場合があります。

「証明者職名・氏名」は記名（パソコンでの入力等）とし、代表者印の押印は不要です。

「証明書作成部署の長の署名」は、記載例のとおり、証明書を作成された部署の責任者（課長等）の署名（自署）とします。

【特に部署が設置されていない場合で、事務担当者が作成する場合の記載方法】

①事務担当者に証明書を発行する権限がある場合

（園長が事務担当者を兼ねている場合はこちらに該当）

証 明 書 作 成 部 署	事務担当
連 絡 先	0 9 5 2 - 2 5 - × × × ×
証明書作成部署の長の署名	事務担当者の署名

②証明書を発行する権限は施設長等他の者が有する場合

証 明 書 作 成 部 署	事務担当（事務担当者氏名）
連 絡 先	0 9 5 2 - 2 5 - × × × ×
証明書作成部署の長の署名	施設長等権限を有する者の署名